

目的税（入湯税・都市計画税）の使途に関する説明書

1 入湯税

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされている。館山市においては、地方税法に基づく館山市市税条例の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し一人一日150円（宿泊を伴わない場合は50円）を課税しており、令和2年度決算における収入済額は、2,227万7千円となっている。

一方、入湯税を充当すべき事業については、環境衛生施設整備事業、消防用建物整備事業や消防自動車整備事業などの消防施設整備事業、観光地整備事業や観光イベントの開催などの観光振興事業があり、令和2年度決算における事業費総額は、3億3,152万9千円となっている。これらの事業に対し、入湯税として収入した2,227万7千円を充当し、環境衛生施設及び消防施設整備の充実と観光振興を図った。

(1) 令和2年度入湯税について

(単位：千円)

款	項	予 算 現 額	収 入 済 額
1 市税	9 入湯税	28,500	22,277

(2) 令和2年度入湯税充当事業について

(単位：千円)

事 業 区 分	事 業 内 容 等	事業費総額	財 源 内 訳				
			国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち入湯税
環境衛生施設整備事業	一般廃棄物処理施設の整備を行い、廃棄物処理に努めた。	237,988		30,900	85,830	121,258	3,938
消防施設整備事業	消防車両、消火栓及び消防団詰所等の整備を行い、消防力の充実を図った。	62,312	16,546	27,800		17,966	584
観光振興基金へ積立	観光振興に資する事業の財源とするため、館山市観光振興基金へ積立を行った。	31,229			13,474	17,755	17,755
合 計		331,529	16,546	58,700	99,304	156,979	22,277

(参考) 入湯税を積み立てている観光振興基金の令和2年度取り崩し額は20億2,551万円で、観光振興事業、観光施設管理事業及び新型コロナウイルス対策費に充てたほか、前澤友作館山応援基金へ積み立てた。

2 都市計画税

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるため、課税することができるものとされている。館山市においては、地方税法に基づく館山市市税条例の規定により、都市計画区域として設定された市域全域のうち、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定められた農用地区域以外の区域に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3%で課税しており、令和2年度決算における収入済額は、5億173万9千円となっている。

一方、都市計画税を充当すべき都市計画事業については、館山都市計画道路事業船形館山線、館山都市計画下水道事業館山市第1号公共下水道及び過去に実施した都市計画道路事業に係る地方債償還があり、令和2年度決算における事業費総額は、5億6,323万5千円となっている。これらの事業の一般財源に対し、都市計画税として収入した5億173万9千円のうち4億8,566万7千円を充当し、都市基盤の充実と高質な生活環境の創出を図った。

なお、都市計画税収入済額と事業費への充当額の差額1,607万2千円については、都市計画事業基金へ積立て、当該事業の財源として活用する。

(1) 令和2年度都市計画税について

(単位：千円)

款	項	予 算 現 額	収 入 済 額
1 市税	10 都市計画税	480,787	501,739

(2) 令和2年度都市計画事業について

(単位：千円)

都市計画事業の種類 及び名称等	事業内容等	都市計画事業に要した経費					
		事業費総額	財 源				うち都市計画税
			国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	
館山都市計画道路事業 船形館山線道路整備事業	船形館山線の整備を推進した。	168,754	44,668	32,900		91,186	91,186
館山都市計画下水道事業 館山市第1号公共下水道	館山市下水道事業会計に対し繰出しを行った。	355,154				355,154	355,154
地方債償還（一般会計分）	過去に実施した都市計画道路事業に係る地方債償還を行った。	39,327				39,327	39,327
合 計		563,235	44,668	32,900		485,667	485,667
差額（税収入済額－事業充当額）：翌年度繰越額							16,072